

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2011年3月号(J139)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 日台出版グループ、中国語デジタルコンテンツ市場を共同開拓
- 02 經濟部の投資誘致に成果、今年日本企業の投資は 80 億新台幣ドル達成の見通し
- 03 意匠の年金引下げを検討
- 04 PayEasy の「愛的巴士」商標登録出願、拒絶査定される
- 05 知的財産裁判所、Apple Line 商標を取消
- 06 「中国地区人民の台湾における特許出願及び商標登録作業要点」を改正
- 07 「緑茶の商標『啤兒』はビールと誤認」、裁判所が商標取消の判決
- 08 商標権係争、アップルが提訴し、品果が敗訴
- 09 商標類似の係争、味全が味香全に敗訴
- 10 LV 海賊版の販売に、32 万新台幣ドルの賠償金支払い命令
- 11 「阿芬電子報」から無断引用、Yahoo!奇摩に 20 万新台幣ドルの賠償命令

台湾知的財産権関連判決例

- 01 特許権関連
特許権が排他権であり、実施権ではないことについて一最高裁判所 88 年度台上字第 656 号民事判決を中心に
- 02 商標権関連
世界的に名を馳せる著名商標「エルメス」のニセモノを輸入し、真正品と偽り販売し、暴利を貪った同社元店員の刑事・民事責任が問われた事例
- 03 公平取引法関連
一社のみで支社はない一台北地方裁判所 93 年度自字第 15 号判決の評論

今月のトピックス

J110211X5

01 日台出版グループ、中国語デジタルコンテンツ市場を共同開拓

日台出版業界で初の提携が行われた。台湾の城邦媒体控股集团（Cite Media Holding Group）と日本の講談社は 2011 年 2 月 10 日に提携することを発表し、提携覚書(MOU)を交わした。双方は 6 カ月以内にジョイントベンチャーを設立し、具体的な経営計画を立て、早急にデジタルコンテンツ業務を展開して中国語市場を共に開拓していく計画だ。

兩岸経済協力枠組協議(ECFA)が成立して以来、中台双方の経済活動がより活発になっているため、講談社は台湾企業と共同でデジタルコンテンツを制作し、台湾のプラットフォームを通じて中国や香港の市場へも進出することを計画している。(2011.02)

J110220X5

02 経済部の投資誘致に成果、今年日本企業の投資は 80 億新台幣ドル達成の見通し

兩岸経済協力枠組協議 (ECFA)が発効され、台湾は外国企業にとっての「利器」となっている。経済部は 2 月 14～16 日に日本で投資誘致を行い大きな成果をあげている。多くの日本企業が台湾での投資規模拡大を計画しているだけでなく、これまで台湾に投資または工場設置をしていなかった日本企業も台湾への投資、研究開発センターの設置、または台湾企業との提携などを行う意向を示している。電子材料を生産する「JSR 株式会社（旧・日本合成ゴム）」、「株式会社カネカ（旧・鐘淵化学工業株式会社）」、「古河電気工業株式会社」、「東レフィルム加工株式会社」、都市再開発に従事する「森ビル株式会社」、食用きのこを生産する「ホクト株式会社（台湾法人名は日商北斗生技）」、三菱商事、特種東海製紙株式会社などを含む日本企業はいずれも台湾に投資する意向があり、今年の投資規模は 80 億新台幣ドルに達する見通しだ。

情報筋によれば、屏東農業生物科技園區（Pingtung Agricultural Biotechnology Park）に工場を設置し「好菇道」シリーズの食用きのこを生産しているホクトは台湾工場の拡張を決定し、現在の子会社を台湾支社とする計画で、すでに経済部投資審議委員会に申請している。

また三菱商事は台湾企業と合併で太陽エネルギー関連のシリコンウエハに投資を行う計画。特種東海製紙は台湾において合併事業を立ち上げ、技術と生産設備を提供して特種用紙を生産し、東アジア地区へ輸出する。その他の日本企業も投資の意向を示しており、現在積極的に検討を進めている。(2011.02)

J110208Y1

03 意匠の年金引下げを検討

知的財産局によると、同局は「商標政府料金調整プラン」を継続して推進しており、2011 年はさらに意匠年金の料金を引き下げて料金システムの合理化を進めることを検討している。

2010 年すでに特許、実用新案、意匠の年金が大幅に引き下げられ、多くの特許権所有者は恩恵を受けている。2010 年引下げ後の意匠年金は意匠権 1 件あたり 10 年間分で計算すると、合計 2 万 9500 新台幣元安くなったが、業界関係者から意匠は物品の外観設計に係わるもので、商品寿命が短く、2010 年の引下げ後も年金は欧米より高いという意見が出ていた。意匠年金の料金システムをより合理化し、多くの意匠権所有者の期待に応えるため、知的財産局は海外の意匠年金の料金を参考にして 2011 年さらに意匠年金を引き下げること検討している。(2011.02)

J110209Y2

04 PayEasy の「愛的巴士」商標登録出願、拒絶査定される

オンラインショッピングサイト「PayEasy 網路購物」を經營する康迅數位整合股份有限公司（PayEasy.com）は「愛的巴士」商標登録を出願し、「旅行の手配、旅行の予約…」等の役務で使用することを指定していたが、知的財産局から拒絶査定された。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 200-1000127】

PayEasy は知的財産裁判所に提訴していたが、裁判官の合議体は「愛的巴士」はすでに登録されている「恋愛巴士」、「恋愛巴士 LOVE BUS」に極めて類似しており、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると判断し、原告の訴えを棄却した。(2011.02)

J110209Y2

05 知的財産裁判所、Apple Line 商標を取消

知的財産裁判所は Apple という文字を用いて出願した商標が「類似」にあたり、消費者の誤認混同を招くおそれがあるとして、米アップル社に勝訴を言い渡し、知的財産局に対して台湾の山宝伝播有限公司（以下、「山宝伝播」）が登録していた「Apple Line」商標の登録を取り消すよう命じた。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 145-1000127】

高雄市の山宝伝播は 2007 年知的財産局に対して「Apple Line 及び図」商標を出願し登録を許可された。アップル社によると、知的財産局が登録を許可した山宝伝播の商標はアップル社の「Apple 蘋果」、「Apple Press」等の商標と同じ又は類似がみられ、商標法の規定に反しており、消費者の誤認混同を招くおそれがあるため、知的財産局に「異議」申立を行っていた。

知的財産局は、山宝伝播の商標に用いられているリンゴの図形は音譜の図形を組み合わせた特殊なデザインであり、リンゴの一部が欠けているアップル社の商標のデザインとは区別することができ、さらにそれぞれ外国語の「Line」と「Press」があるため一般消費者の誤認混同を招くことはない判断していた。

知的財産裁判所の判断は知的財産局とは全く異なり、判決書において Apple の後に続く「Line」と「Press」の差異は両商標の最も重要な識別部分ではなく、Apple とリンゴの図形全体の印象が類似していることを打ち消せるものではない、としている。

また同裁判所の裁判官によると、アップル社の Apple は世界的な著名商標であり、Apple 商標の知名度が世界的に高まった後に山宝伝播が類似した商標を登録して使用したことは、「他商標の知名度を利用しようとした」疑いがないとはいえない。(2011.02)

J110211Y2

06 「中国地区人民の台湾における特許出願及び商標登録作業要点」を改正

經濟部知的財産局は大幅に「中国地区人民の台湾における特許出願及び商標登録作業要点」を改正し、名称を「中国地区人民の特許出願及び商標登録作業要点」に変更して 3 月 3 日から実施している。今後中国地区人民の特許出願、商標登録には外国人と同様の規定が適用される。

同作業要点は 1994 年から現在まで 16 年以上にわたって実施されてきた。昨今兩岸（台湾と中国）の経済貿易往来が頻繁になってきていることに加え、「海峡兩岸知的財産保護協力協定」が 2010 年 9 月に発効となり、中国地区人民の特許申請と商標登録に対する需要が増えることが予測されるため、知的財産局は作業要点において時勢に合わない部分を改正し、小幅に緩和して実務の拡大に対応していく。改正の主な内容は以下の通り。

- (一) 名称を「中国地区人民の特許出願及び商標登録作業要点」に変更する。
- (二) 「商標専用権」を「商標権」に変更する。(規定第二点改正)
- (三) 中国地区の出願人が台湾地区に住所又は営業所を設置している場合は代理人に委任する必要がなく、商標代理人が登録を行わなければならないという規定を削除する。(規定第三点改正)
- (四) 出願書類に簡体字を使用するという処理原則。(規定第四点改正)

- (五) 中国地区人民の身分証明又は法人証明に関する書類、関連する証明書類の繁体字中国語文書の添付や認証作業を簡素化する規定。(規定第五点改正)
- (六) 中国地区の出願者が回路配置の登録を出願する場合も本作業要点を準用する規定。(規定第六点改正)
- (2011.02)

J110213Y2

07 「緑茶の商標『啤兒』はビールと誤認」、裁判所が商標取消の判決

「ビールか緑茶か、当ててみて！」…保力達股份有限公司 (Paolyta Co., Ltd.、以下「保力達」) が販売している飲料「啤兒緑茶」の CM で交わされる会話が印象的だ。しかしながら知的財産裁判所の裁判官は「啤兒」商標が消費者にビール (中国語は「啤酒」) であると誤認させる可能性があるとして、商標登録取消の判決を下した。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 171-1000127】

情報によると、青春泉食品股份有限公司 (Ching Chung Chyuan Co., Ltd.、以下「青春泉」) の関連企業である保力達は 2 年余り前にビールの泡を含む飲料「啤兒緑茶」を発売した。經濟部知的財産局からノンアルコール及びアルコールを含むビール、黒ビールを指定商品とした「啤兒」という文字での商標登録を許可された。

しかしながら台湾菸酒股份有限公司 (Taiwan Tobacco & Liquor Corporation) は、「啤兒」はビールの英語である「beer」の呼称 (発音) に類似しており、かつ「啤兒」シリーズの広告がビール味を持つ飲料であると強調しており、消費者に誤認させビールを連想させるとして、知的財産局に商標登録異議申立を行っていた。

知的財産局は審査を経て異議を認め、「啤兒」シリーズの飲料及びビールの商標登録を取り消した。青春泉はこれを不服として經濟部訴願委員会に訴願を提起していたが棄却されたため、知的財産裁判所に対してさらに異議申立の行政訴訟を提起していた。

青春泉側の主張によると、「啤兒」は自社で独自に創造した商標であり、「啤酒」の呼称とは異なり、消費者はアルコールを含むビールを直接「啤酒」と呼んでいる。「啤兒緑茶」の商品包装及び名称はアルコールを含むビールに類似しているものの、酒類には属せず、消費者が誤認混同することはない。しかしながら裁判官は、「啤兒」商標の「啤」の文字と「啤酒」の「啤」の字は同じであり、英語「beer」の呼称に類似している。「啤兒」を飲料の商標とすると、消費者はアルコールを含むビールであると誤認する可能性があるとして判断し、青春泉の訴えを棄却した。(2011.02)

J110218Y2

08 商標権係争、アップルが提訴し、品果が敗訴

陳〇〇は以前「品果設計 BINGO 及び図」商標の登録を許可されていたが、米アップル社 (Apple Inc.) が登録異議申立を行った。知的財産局は審査を行った結果、不成立 (維持決定) の処分を下した。アップル社はこれを不服として知的財産裁判所に告訴を提起していた。裁判官の合議体は両商標の図案、呼称ともに似ており、消費者を混同させるおそれがあるとして、訴願決定及び原処分の取消を命じる判決を下した。知的財産局は判決の法的見解に基づいて別途処分を行わなければならない。【知的財産裁判所行政判決 99 行商訴 159-1000210】

アップル社の主張によると、リンゴは自然界に存在する果物であるが、アップル社が「APPLE」、「蘋果」、「APPLE LOGO」、「APPLE 蘋果」を会社の標章としてコンピュータ、ソフトウェア、周辺機器等の商品に使用し世界に幅広く販売して高い評判を得ている。

一方、陳〇〇側は、「品果」の二文字はデザイナーがデザインする商品に「品質をそなえた成果」があることを意味するだけのものであり、親指を立てた図形と同じ意味を持ち、固有名詞の「蘋果」とは意味が異なると主張していた。(2011.02)

J110221Y2

09 商標類似の係争、味全が味香全に敗訴

苦茶油（訳注：椿の種を圧搾して作られた油）を生産する莊巖食品有限公司（以下、「莊巖食品」）は約3年前に苦茶油等食用油の商品に使用する「味香全」商標の登録出願を行い許可されたが、味全公司（Wei Chuan Corp.、以下「味全」）は同社の商標と類似しているとして知的財産局に登録異議申立を行った。その後不成立（維持決定）となったため行政訴訟を提起していたが、今回も敗訴の判決が下された。【最高行政法院判決 100 判 170-1000217】

知的財産裁判所によると、「味香全」商標は文字部分が中国語の横書きであり、図案部分については地がオレンジ色で白い楕円形の中に1滴の水滴がデザインされているのに対して、味全が提出した商標は「味全」の2文字又は5個の円形で構成されている。知的財産裁判所は、両商標の外観、呼称、観念を全体的に観察すると消費者は区別することができると判断していた。最高行政裁判所もこの見解を支持した。

味全によると、同社は長い歴史を持つ食品メーカーであり、味全の2文字は消費者にとって良質、健康、成功した企業の代名詞となっている。「味香全」の商標は苦茶油、ごま油等の油製品における使用を指定しており、味全も登録している一部の商標を各種食用油に使用している。

さらに味全によると、食用油は日用食品で単価が安く、消費者は「味香全」が味全の関連企業、または味全と加盟または授權の関係にあると誤認しやすい。莊巖食品は明らかに味全が著名商標であると知りながら、故意に「味香全」の商標出願を行ったことは、公正競争と取引の秩序を乱すものである。

裁判所は審理の結果、味全の主張は「味香全」から「味」と「全」の2文字を単独に抜き出したものであり、これは一般消費者の取引経験や商標判断において商標全体を観察するという原則とは異なると判断し、味全に敗訴を言い渡した。(2011.02)

J110211Y3

10 LV 海賊版の販売に、32 万新台湾ドルの賠償金支払い命令

ナイトマーケットでルイヴィトン(LV) 海賊版の財布など 20 点を販売したらどのような罪に問われるのだろうか。李〇〇は 2009 年に中国の珠海を観光で訪れ、万景城商場で購入した LV 海賊版の財布、バッグ、ベルト、腕時計などを持ち帰り、台湾で販売した。

李〇〇によると、李〇〇が 80～1200 新台湾ドルで海賊版を販売したため、知的財産裁判所は平均販売価格である 640 新台湾ドルの 500 倍を損害賠償金とし、李〇〇に対して仏 Louis Vuitton Malletier 社への 32 万新台湾ドル賠償金支払いと謝罪文の『中国時報』第一面における一日掲載を命じた。【知的財産裁判所民事類-99 民商訴 48-1000127】

李〇〇は民事で 32 万新台湾ドルの賠償金を支払わなければならないだけでなく、著作権侵害の刑事案件で台中地方裁判所から 2 ヶ月の懲役を命じる判決を受けており、その代償は大きい。(2011.02)

J110217Y3

11 「阿芬電子報」から無断引用、Yahoo!奇摩に 20 万新台湾ドルの賠償命令

家事の達人である林素芬氏は Yahoo!奇摩(香港企業—雅虎資訊股份有限公司台湾支社—Yahoo! Taiwan Holdings Limited, Taiwan Branch)に対して林氏がネット上で経営する「阿芬電子報」、「家事妙方」、「專家問達」などのコンテンツを Yahoo!奇摩のレジャーサイトに掲載することを許諾していたが、Yahoo!奇摩は不動産サイトにも無断でコンテンツを掲載していた。さらに Yahoo は使用許諾契約期間が満了となった後も引き続き引用していたため、ネット上で林氏の著作を検索することができた。無断使用において林氏の著作財産権が侵害されたため、林氏は 107 万新台湾ドルの賠償金支払いを請求するとともに、新聞における判決書全文の掲載を請求していた。【台北地方裁判所民事判決-99 智 7-20110211】

裁判官は証拠を調べた結果、林氏は Yahoo!奇摩が 2005 年に 100 篇の著作を不動産サイトに無断掲載したことを証明することができないと判断した。ただし双方の契約では Yahoo!奇

摩が 2008 年 10 月末までに林氏のコンテンツを削除することになっていたが、Yahoo!奇摩は 2008 年 11 月 1 日～2009 年 11 月 17 日に林氏のコンテンツをサイトに継続して掲載しており、著作権を侵害した。台北地方裁判所は Yahoo!奇摩に著作権侵害があったことを認め、林氏への 20 万新台湾ドルの賠償金支払いと判決書全文の新聞第一面における一日掲載を命じた。(2011.02)

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許権が排他権であり、実施権ではないことについて一最高裁判所 88 年度台上字第 656 号民事判決を中心に

一、はじめに

V 会社は、コンピューター用チップセットの開発に従事している会社で、同社は、その I タイプ製品を保護するために、主務官庁に特許を出願し、特許権（K 特許）を取得している。ところが、この I タイプ製品が市販された後、もう一社の S 会社が、競争意識を喚起し、V 会社を対象に特許侵害の民事訴訟を提起した。続いて、S 会社は、I タイプ製品は、その Q 特許を侵害するとして、裁判所に告訴を提起した。訴訟の過程において被告 V 会社は、主務官庁によりすでにその「K 特許」が原告「Q 特許」の再発明に該当すると認定されたことから、その製造した I タイプ製品は僅かにその特許権を実施しただけで、S 会社による「Q 特許」を侵害する故意や過失がなかったと主張した。

前記のような問題は、特許権の発展過程において働きかけた二元概念から生ずるものであり、即ち特許権は「排他権」かそれとも「実施権」かの問題である。もし、特許権が実施権の性質を有する場合、被告 V 会社が争っているのが、「K 特許」の権利を実施するにあたり、原告の「Q 特許」を侵害する故意や過失があり得ることである。

二、最高裁判所による 88 年度台上字第 656 号民事判決について

1、本件の背景

本判決に関わる実用新案が二件あり、一件は、原告 A の第 34010 号「自動車ハンドル錠前」（以下 010 号特許という）であり、もう一件は、被告 B の第 78202311 号「片方向作動の自動車ハンドル錠前」（以下 311 号特許という）である。

原告 A は、010 号特許「自動車ハンドル錠前」の特許権者であり、特許権存続期間が 1986 年 10 月 1 日から 1996 年 9 月 30 日までとなっていて、被告 B 等がその同意を得ないで共同してその特許物品を偽造したことにより、賠償金として連帯して新台湾ドル 5 百萬元及び法定延滞利息の支給を被告等に命じるよう裁判所に請求した。ところが、被告 B 等はかつて 311 号特許「片方向作動の自動車ハンドル錠前」を有したことがあり、その実用新案が主務官庁により査定許可され、片方向作動が可能な自動車ハンドル錠前を製造したことから、原告 A の特許権を侵害する故意や過失はあり得ないと主張した。更に、被告 B 等はたとえ、その 311 号特許が主務官庁により取消されたとしても、その特許権が取消される前は実施できることを主張した。まして、原告 A の特許権は、主務官庁により取消された後、訴願が提起され、権利が回復したけれども、そのクレームがすでに大幅に縮小された。その他、被告 B 等は原告 A がその特許権存続期間内に被告 B 等がどのように特許権を侵害したかの証明が提出できなかったとも主張した。

2、本件の争点

本件の主要争点は、再発明者又は「再実用新案創作者」がその発明又は実用新案を実施する際に、他人の特許権侵害行為に対する故意又は過失がないことが当然であるか否かにある。

3、議題の評論

本件の意義は、特許権が一種の「排他権」であり、「実施権」ではないことを確定することにある。それ故、再発明者（又は再創作者）は、その特許権の「実施権」の享有を主張することで、元の発明特許権者に対する侵害行為の損害賠償責任を免れることができない。即ち、再発明者は、「再発明特許」を有していることで元の特許権者に対する侵

害行為に「故意又は過失がない」と主張することができない。

本件の二審判決では、高等裁判所では、被告には侵害行為の故意又は過失がないと認定したが、その認定の主な根拠は、被告の実用新案が、原告の実用新案の「再発明」に該当することから、被告は侵害が訴えられた物品の製造はただその特許の実施にすぎないものと信じ、その製造した物品は、原告の実用新案に含まれるとしても、なお、被告に原告の特許権を侵害する故意又は過失があることは証明できないとしている。

しかしながら、最高裁判所では、「再発明又は再実用新案の創作は、他人の発明又は実用新案を利用した再発明又は再実用新案であるときは、再発明又は再実用新案権を実施するにあたり、元の特許権者にそれ相当な補償金を支払うか、それとも協議の上共同製造をすべきかによらなければ、元の特許権者に対する侵害を構成する」との見解が示されている。そうでなければ、「直ちに被上訴人（被告）には、実施により特許権を取得し、製造、販売できる正当な理由は信用に足りるとして、故意又は過失はない」と認定したことは速断でもある。

それ故、再発明又は再実用新案の特許権者が当然、その特許を実施する権利を有するとは限らず、なお元の発明又は実用新案権者の同意を得て、始めてその特許を実施することができる。その他、再発明又は再実用新案権者が自ら特許権を有していると信じて、直ちに実施したことにより、元の特許権者を侵害したときは、裁判所では、被告がその再発明を実施しただけで、他人の特許権に対する侵害行為に故意又は過失がないことが当然であるとは認定できず、被告が元の特許権者による許諾を得ているか否かについて、更なる調査を行うとともに、実際に被告に故意又は過失があるか否かの認定をしなければならない。

三、裁判所の審判に対するアドバイス

被告はその発明が特許権を取得していることから、実施権をも有しているので、元の特許権を侵害する故意又は過失がないとの主張についてどのように受け止めるかについては、次の通り意見を示す。

被告が、訴訟過程において、「その発明が特許権を有していて、実施権をも有しているので、元の特許権を侵害する故意又は過失がない」と主張した際には、裁判所では、このような主張を一種の「当事者尋問」又は「証人」の証拠として見なすことができる。この証拠が、被告による係争侵害品が原告の特許権を侵害するとの証明になり得る。それは、このような侵害品は、被告の「再発明特許」に基づき製造したものであり、原告の「元の発明特許権」を侵害することは論を待たないからである。

四、結論

最高裁判所による 88 年度台上字第 656 号民事判決に基づき、特許権は一種の「実施」権ではなく、「排他権」であるとの見解が示された。排他権というロジックの下で、再発明又は再実用新案権者がその特許権を実施したことにより、元の発明又は実用新案特許権を侵害したときに、その侵害行為は故意又は過失がないと見なされるべきではない。

その他、本判決は国内における専利法では学説上、「排他権」の概念を論じるときの根拠とすることができる。

02 商標権関連

世界的に名を馳せる著名商標「エルメス」のニセモノを輸入し、真正品と偽り販売し、暴利を貪った同社元店員の刑事・民事責任が問われた事例

■ハイライト

ケリーバッグなどで世界的に名を知られるフランスのブランド「エルメス（Hermes）」の元店員は四つの贋バッグを販売したことで告訴された事件で、知的財産裁判所は新聞紙への謝罪広告掲載とともに、エルメス・インターナショナル社（Hermès International, S.A.）に 2 億 5,625 万円の損害賠償金を支払うよう命じた。商標侵害事件で、一個人への賠償金命令としては過去最高である。詐欺の罪を問われた刑事裁判で、二審で一審の判決「懲役 6 ヶ月、執行猶予 3 年。罰金をもって刑に換えられる」が維持され、確定した。

この判決について、エルメス台湾支社は「うれしく思う。不法業者への大きな打撃、大勝利である」とコメント。エルメスは去年、フランスでオークションサイトの「イーベイ（eBay）」をコピー品販売で告訴し、勝訴したが、賠償金はわずか3万ユーロ。

権利を侵害された業者は法理によりコピー品を製造或いは販売した人に対し、損害賠償金として侵害物品価格の500～1500倍を請求することができる。エルメスの元店員は四つのバッグをあわせて205万円で売りさばいた。平均で一つ当たりの単価は51万2,500円で、裁判官は最低の500倍で計算し、2億5,625万円の額になった。

台湾エルメスによると、元店員が5年前に会社を離職したときに顧客情報を持ち出し、顧客にニセモノの鰐革バーキンバッグ等売り込んだ。2004年12月、元店員はフランスでエルメス商標によく似たオレンジ、ブラウン色のバッグを一つずつ購入し、エルメスバッグと偽り、ある女性が経営するブティックで置いてもらった。その後、それぞれ26万円、22万5千円で販売した。2005年6月、元店員はさらにイタリアから緑色、ピンクの鰐革製バーキンバッグを一つずつ購入し、単価80万円、あわせて160万円の価格で他人の店で陳列し、その後総額180万円で販売した。

商標権侵害事件で一個人への賠償金支払命令としてはこの事件が過去最高である。

知的財産裁判所刑事付帯民事判決

裁判番号：97年度重刑民字第1号

裁判期日：2009年03月26日

原告：HERMES International

被告：ZOO

上記被告は商標法違反事件（97年刑智上易字第3号）により、原告は付帯民事訴訟を提起して損害賠償を請求し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文：

被告は原告に新台湾ドル2億5千6百25万円を支払い、並びに民国97年（2008年）9月4日から弁償の日まで年率5%で利息を計算する。

被告は費用を負担して、本判決書の当事者、件名及び主文の内容を中国時報及び聯合報（新聞紙）全国版第1紙面に面積14×4.9cmの声明記事をそれぞれ一日ずつ掲載する。

訴訟費用は被告が五分の一を負担し、残りは原告が負担する。

●事実及び理由

一．手続きについて

本件原告は外国法人であり、涉外要素が絡むため、被告がその商標権を侵害し損害賠償責任を負担すべきとの主張は私法に関する争訟で、当然のこと涉外民事適用法を適用して本件の管轄及び準拠法を定めなければならない。

（一）管轄権の判断：被告は中華民國の国民であり、かつ原告が主張する権利侵害行為（不法行為）地は中華民國における本裁判所の管轄区域内にあるため、わが国裁判所はこの涉外私法事件について直接一般の管轄権を有することはいうまでもない。また、本件権利侵害行為の事実は本裁判所の管轄区域内に発生したため、原告が付帯民事訴訟を提起しており、本裁判所は管轄権を有する。

（二）準拠法の決定：権利侵害行為により生じる債は、権利侵害行為地法による。但し、中華民國の法律は権利侵害行為と認めないものは、適用しない。涉外民事法律適用法第9条により、権利侵害行為の損害賠償及びその他の処分の請求は、中華民國の法律が認許したものに限る。したがって、涉外権利侵害行為に関する準拠法は、「権利侵害行為地」及び「法廷地法」を適用しなければならない。原告が主張したところにより、被告による権利侵害行為はわが国国境内に発生したため、前掲規定により本件涉外事件の準拠法は中華民國の法律による。

二．実体について

（一）原告の主張

原告フランス企業「埃爾梅斯國際公司」は商標登録番号第136375号「HERMES」と第500616号「HERMES及び馬車の図」の商標権者であり、かばん等関連商品の類別に使用することを指定し、商標専用期限はいずれも民国99年（2010年）7月15日

までとなっている。長年にわたって、「HERMES」と「HERMES 及び馬車の図」は消費者によく認識されている著名商標である。バーキンシリーズのバッグはなおさら長年のヒット商品である。被告乙〇〇は「HERMES」と「HERMES 及び馬車の図」が原告の登録商標であることを明らかに知りながら、原告の同意を得ないで、2004 年 12 月及び 2005 年 6 月に外国から輸入し、蔡黛莉、陳君玲二人を通じて、前掲商標が使用されたバッグ四つを販売し、その後消費者 X、Y がそれぞれ新台幣ドル 48 万 5000 元、180 万円で購入した。原告の鑑定を経て上記四つのバッグは確かにニセモノであることは間違いない。原告は商標権侵害の告訴を提起した後、本件刑事二審で知的財産裁判所は被告の行為は原告が所有する商標権を侵害したとして、97 年度刑智上易字第 3 号をもって有罪判決を言い渡している。原告が商標法第 61 条第 1 項、第 63 条第 1 項第 3 号及び第 64 条により被告に損害賠償を請求している。被告が販売した上記原告登録商標「HERMES」と「HERMES 及び馬車の図」をコピーしたバッグのレザーやカラーはいずれも異なり、各バッグが販売された小売価格は合計で 205 万元である。本件は最低の 500 倍で計算すると、原告が受けた損害範囲は新台幣ドル 10 億 2,500 万元となる。

(二) 被告の主張：

1. 商標法第 63 条第 1 項第 1 号の請求権は商標権侵害物品の数量が多く流通しているにもかかわらず、実際発見され、押収されたものが極めて少ないことを避けるために、商標権者に 500～1500 倍の賠償請求権を付与するのである。「500 倍～1500 倍」の計算方法は商標権侵害物品が流通している可能性のある量の予測値である。然しながら本件は被告が台湾士林地方檢察署に起訴された時、及び本件刑事判決が言い渡された後、マスコミに大幅に取り上げられたため、もし被告が販売したニセモノがなお市場に流通していたものとすれば、それを購入した者は当然ながら被告を告訴したはずである。ところが、本件は 2005 年に事件が発覚してからもはや 4 年が過ぎ、上記四つのバッグを除き、被告が販売したとみられるニセモノバッグは一つも発見されていない。台湾が年間販売しているバーキンバッグの数は僅かに数十個しかなく、本件原告が請求する賠償金の額はほぼ原告会社が台湾で 8～9 年間の販売総数に相当する。したがって、原告の請求は明らかに商標法第 63 条第 1 項第 3 号の立法趣旨に反する。
2. 商標法第 63 条第 1 項第 3 号により、賠償金の計算は押収された商標権侵害物品の「小売価格」を根拠とし、個々商品の売価の総計を計算の基準とするものではない。台湾台北地方裁判所 93 年智字第 82 号判決ではそのうちの「最低小売価格」を計算の根拠とし、また同裁判所 97 年度智字第 27 号判決においても、市場価格で小売単価を計算することは取るに足りないとしている。以上のことから、最近の実務上、賠償金は最多でも売価の異なる商品の平均価格を計算の根拠とする見解が大勢である。
3. 原告の請求権は二年の時効が成立し、消滅することについて
 - (1) 原告は 2005 年 9 月に、告発者陳君玲から被告が偽者を販売していたという告発があつて、法務部調査局に協力して本件ピンク及びグリーンの二つの鰐皮製バックの鑑定をし、並びに 2005 年 9 月 15 日と 2005 年 9 月 26 日に鑑定報告を調査局に送り、上記二つのバッグはいずれもニセモノであることを確認している。原告は直ちに 2005 年 9 月 19 日に弁護士を訴訟代理人に委任し、同弁護士は同日、上記ピンクカラーの鰐皮製バッグの最後の買受人 Y と共に、調査局へ赴き、供述調書を作成し、並びに当該バッグを本件犯罪の証拠物に提供した。このため、原告はとくに 2005 年 9 月に被告がその商標権を侵害した事実を知っていた。ところが、原告は 2008 年 8 月 29 日になってはじめて本件損害賠償請求の訴えを提起し、原告が原告が被告が偽者を販売しその権利を侵害したことを知った時点から賠償請求の訴えを提起するまで既に三年近く経ち、明らかに原告の請求権は二年間の時効が成立し、消滅した。
 - (2) たとえ原告が 2005 年 9 月にはまだ被告乙〇〇が事件に関与した犯罪事実が存在したことを知らないとしても、2006 年 7 月に被告が事件に関与していることを明らかに知っているはずである。なぜなら、本件は台湾士林檢察署が捜査を行い、担当檢察事務官は 2006 年 7 月 3 日午前 11 時 30 分に原告台湾支社に電話し、その後士林地検はさらに 2006 年 7 月 14 日に原告台湾支社の責任者を鑑定の証人として法廷に出頭し、捜査に協力するよう召喚している。ここまで、原告は被告が犯罪に関与したことを知らない可能性はない。にもかかわらず、原告は 2008 年 8 月 29 日に

なつてはじめて本件請求を提起し、2006 年 7 月からすでに二年間の時効を過ぎていた。原告の請求は理由がなく、棄却すべきである。

- (三) 原告は商標登録番号第 136375 号「HERMES」と第 500616 号「HERMES 及び馬車の図」の商標権者であることを主張し、被告が 2004 年 12 月及び 2005 年 6 月にそれぞれ外国から輸入し、蔡黛莉、陳君玲二人を通じて、それぞれ 23 万元、22 万元、80 万元、80 万元の価格で前掲商標をコピー（模倣）したバッグを販売し、その商標権を侵害した事実について、被告は争わない。本裁判所刑事法廷も 97 年度刑智上易字第 3 号事件で調査し、真実であることと確かめている。
- (四) 本件で明らかにすべきことは、原告の請求権は時効の成立により消滅したかどうか？原告が請求した賠償金の額は理由があるかどうか？原告による判決書の新聞紙への掲載請求は理由があるかどうかである。次にそれぞれ分析する。

1. 時効が成立したかどうかについて

- (1) 民事訴訟法第 27 条により、当事者は自己に有利な事実を主張するときは、その事実について立証責任を負う。また民法第 197 条第 1 項により、「権利侵害行為により生じた損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ったときから二年間これを行使しなければ消滅する」。損害及び賠償義務者を知った、という知ったとは明らかに知ることをいう。もし当事者間で知る時間について争うときは、賠償義務者が請求権者が先に知った事実について立証責任を負う。最高裁判所 72 年台上字第 1428 号判例の趣旨を参照すれば分かる。次に、権利侵害行為に対する損害賠償請求権の消滅時効は、請求権者が実際に損害及び賠償義務者を知った時から起算し、二年間行使しなければ消滅する。しかも民法第 197 条においていう損害を知るとは、単に損害を知っただけをいうのではなく、他人の行為が原因で損害を受けたという他人の行為は権利侵害行為であることも併せて知らなければならない。単に損害を受けたこと及び行為者だけを知り、その行為が権利侵害行為であることを知らなければ、その権利侵害行為について賠償を請求するすべはいし、時効も進行しない。（最高裁判所 46 年台上字第 34 号判例をご参照）

- (2) 原告はいつ被告による権利侵害行為を知ったかについて調べたところ、

- ① 本件権利侵害行為は即ちコピー商品（模倣品）を押収した事実である。そのうち、Y に販売した二つのバッグの部分について、原告は 2005 年 9 月 15 日及び 2005 年 9 月 26 日に鑑定報告を提出し、並びに 2005 年 9 月 19 日に訴訟代理人を委任し、告訴を提出し、調書を作成した。ただ、刑事訴訟ファイルにある証拠書類から、原告は 2005 年に告訴した対象及び事実は陳君玲及び彼女が Y に二つのバッグを販売したことである。これは刑事訴訟ファイルに添付された 2005 年 10 月 14 日の刑事告訴状のコピーが参考になる。一方、原告が為した鑑定報告は、ただ係争バッグは模倣品であることを証明するにとどまり、鑑定の過程において賠償義務者が被告乙〇〇であることを知るすべはない。さらに、刑事訴訟ファイルの調書を見ると、原告は被告乙〇〇について一言も言及していない。

原告は、のちに転々として被告乙〇〇が係争バッグを輸入、販売した権利侵害者であることを知り、2006 年 12 月 18 日に彼女を相手に刑事告訴を提起したと主張する。2006 年 12 月 18 日に被告が権利侵害者を知った時から起算して 2008 年 8 月 29 日に民事訴訟を提起するまで、二年を過ぎていないので、時効はまだ成立しないなどは採用できる。

- ② 蔡黛莉を通じて X に二つのバッグを販売した部分について、台湾士林地方裁判所檢察官は「2006 年 7 月 3 日」に香港エルメス大中華有限会社に電話して鑑定に協力するよう電話し、並びに「2006 年 7 月 14 日」に上記会社責任者程家鳳を鑑定証人として法廷に出頭し捜査に協力するよう召喚しているが、程氏は出廷していない。香港エルメス大仲介有限会社はフランス企業埃爾海斯國際の台灣支社ではなく、両方は異なる法人格であり、被告の答弁は根拠がない。ましてや通信記録からみて、檢察事務官が香港企業エルメス大中華有限会社の社員に鑑定について質問したと記録しているだけで、檢察事務官は当時質問された人に捜査中の被告は実は乙〇〇であることを告知していない。したがって、被告が提出した証拠からは、原告がそのときには既に権利侵害者が即ち被告であることを知っていたと証明することができない。

原告は、2007 年 11 月 15 日に捜査法廷が開かれた後、檢察事務官から訴訟代理

人の弁護士に告知してはじめて被告乙〇〇による権利侵害事実等を知ったという原告の主張は信用できる。したがって、2007年11月15日に被告が権利侵害者であることを知った時から起算して2008年8月29日に民事訴訟を提起するまではまだ二年の時効が消滅しない。

2. 原告が請求した賠償金の額は理由があるかどうかについて

- (1) 商標法第61条により、商標権者はその商標権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができ、かつその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。また、第61条により損害賠償を請求するときは、次の各号のいずれによりその損害を計算することができる。
- 一、民法第216条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できないときは、商標権者はその登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後同一商標を使用することによって得た利益を差し引いた差額をその受けた損害の額とすることができる。
- 二、商標専用権侵害者が商標権侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は所要費用を立証することができないときは、当該商品を販売して得た収入の全部をその得た利益とする。
- 三、押収した商標権侵害に係る商品の小売単価の500倍～1500倍で相当の金額を損害額とする。但し、押収した商品が1500点を超過するときは、その総額で賠償金額を定める。前項の賠償金額が明らかに相当でないときは、裁判所は斟酌して減らすことができる。いわゆる小売単価とは、他人の商標権を侵害した商品が実際に販売された単価をいい、商標権者の自己の商品の小売価格又は卸売価格をいうのではない。

- ① 上述のように、被告が故意に原告の商標権を不法に侵害したため、賠償の責めを負うべきである。係争バッグ四つの小売単価はそれぞれ23万円、22万円、80万円、80万円。商標法第66条第1項第3号は「押収された商標権侵害商品の小売単価」をいい、「商標権が侵害された商品の小売価格」をいうのではない。本件二セモノバッグの小売単価はそれぞれ23万円、22万円、80万円、80万円であり、平均値51万2,500円で小売単価を計算すべきである。本件被告による侵害時間は約半年で、侵害方法は二セモノを真正品と偽り、高価格で販売する。原告が受けた損害及び被告が得た利益を考量して、500倍で賠償金を計算するのが妥当である。したがって、その損害額は256,250,000円（算式：512,500×500＝256,250,000）となる。原告のこの額を超える請求は認めるべきではない。また同号が定めた損害計算方法は、模倣品を押収することが容易ではないため、商標権者がその受けた損害を証明するのが難しいことから設けた規定である。したがって、原告は同号規定を賠償計算方法に選択した以上、さらに同条項第1、2号に定めた状況によって係争商標が通常得られる利益について、侵害された後、係争商標を使用することによって得られる利益、係争商標のコスト若しくは所要費用又は係争バッグを販売した全部の収入等について立証の責めを負う必要はない。

- ② 本件原告の商標は極めて有名な商標であり、被告は暴利を貪るため、原告の登録商標と同一の商標が使用されたバッグを輸入、販売し、かつ高価格で模倣品を真正品と偽り販売し、消費者に混同誤認を生じさせ、原告の係争商標権を侵害した。押収された係争商標権を侵害した係争バッグは四つしかないが、他人の商標を無断で使用した商品は往々にして正常な流通ルートを通じて販売されず、その販売量はどれだけあるか？侵害者も真実を告げようとしない。したがって、被害者が実際に受けた損害を計算したり証明したりすることが難しい。侵害者が調査されていることを知ると、手段を選ばずに安売りして侵害物品を全て手放す。すると被害者により大きい損害を与えることになる。被害者が発見できるコピー商品はさほど多くなく、実際の損害を証明することができず、得られるべき補償を受けることもできない。これは公平さを欠くだけでなく、この類の侵害行為を助長することになる。したがって、本件原告は商標法第63条第1項第3号により、その商標権を侵害した係争バッグの小売単価の500倍～1500倍でその損害を計算することを主張することに理由がある。

3. 判決書の新聞紙への掲載請求は理由があるかどうかであるについて

商標法第64条により、「商標専用権者は、商標専用権侵害者の費用負担で、本章

により商標専用権侵害と認定した事情に関する判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載することを請求することができる。」前掲規定は被害者が信用回復を請求する処分に属し、その方法はどうか？その範囲はどこまでとするのが妥当か？裁判所は被害者の請求及びその身分、地位、被害程度等諸事情を参酌して裁量すべきである。一方、「判決書」は、商標権侵害により生じた法律上の責任は、刑事責任を除き、当然民事責任をも含むのである。両者の目的は異なるが、矛盾しない。被害者及び消費者の権益を保障するため、侵害者が民事責任を負担すべきと認定した判決書を含むとすべきである。

03 公平取引法関連

一社のみで支社はない—台北地方裁判所 93 年度自字第 15 号判決の評論

一、前言

公平交易法（以下「公平法」と称する）第 22 条では「事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害するような不実な事柄を陳述し又は流布してはならない。」となっている。本条規範の目的は事業の営業上の信用を保護し、虚偽不実な事柄の陳述若しくは流布による競争者に対する打撃を禁止し、商業競争の公平を維持する。

公平法のほか、刑法の「誹謗罪」においても信用及び名譽の誹謗を禁止し、法人の信用及び名譽をも保障するので、公平法及び刑法の法律適用関係を明らかにする必要がある。

二、事実概要

甲乙両社は共にヌガーを販売している。甲社は A ヌガー商品は自ら製造販売のものであり、ほかの業者に製造を依頼していない、と称しているが、一方、乙社は自社が販売している B ヌガー商品と甲社の A ヌガー商品とは同一業者が生産したものであり、ヌガー商品を販売しているとき、顧客に「我々の B ヌガーと甲社の A ヌガー商品は同一加工業者が生産したものです。」と称した。

甲社は自社が生産した A ヌガー商品の市場占有率が約七割位で、すでにヌガーの代名詞となっており、乙社が明らかに甲社の A 商品の名声を利用している、と認めた。乙社は商品が同一業者が生産したものであると称し、甲社には財務危機があり、倒産に直面している云々の不実な消息を散布したので、甲社は事実を明らかにし、会社の名譽を保護するため、ある新聞紙の掲示内容を看板に製作し、例えば「いやがらせ」、「名を盗用した宣伝」、「名を借用した販売」、「乙社の B 商品は甲社の A 商品の商業的名譽にあやかっ

た」などの広告を甲社の歩道に掛け、記者会見まで開いた。各新聞社も次々と「乙社の B 商品は甲社の A 商品の商業的名譽にあやかっ」ことに関する事情を報道した。上記の事実に基づき、乙社は台北地方裁判所に自訴を提起し、ヌガーをセールスするとき、顧客に「我々の B ヌガーと甲社の A ヌガー商品は同一加工業者が生産したものです。」と称したことは一度もなかったのに、被告が指摘したことは事実ではなく、被告の行為は明らかに社会大衆を自訴人が不実な販売をしていると誤認させ、自訴人の社会的人格及び名声信用、地位にダメージを与えたので、甲社が刑法第 310 条第 2 項の加重誹謗罪及び公平法第 22、37 条の競争を目的とした商業上信用毀損罪を犯した疑いがある、と主張した。

三、判決要旨

台北地方裁判所では、甲社には確かにマスコミに陳述、指摘した事情が事実であると信じられる相当な理由があり、且つ甲社の商業利益及び消費者の公共利益に関わりがあるので、乙社による商業的名譽にダメージを受けた、と一方的に称しただけで、被告二人が競争を目的とし、悪意でその社会的人格及び信用を侵害した、と認めることができず、それに審査した結果、そのほか甲社には確かに乙社が指摘した上記の悪意誹謗の事情を証明する積極的な証拠がなかったので、甲社を無罪に判決した。

四、問題争点及び評論分析

（一）公平法営業毀損罪の構成要件

公平法第 22 条では「事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害するような不実な事柄を陳述し又は流布してはならない。」となっている。その構成要件は、

1. 競争の目的がある

競争目的の存在は本条に適用する前提要件である。

2. 事業名誉を損害した行為

公平法第 22 条に規範されるものは、「不実」な陳述又は流布であり、評論又は意見などの「価値判断」には及ばない。

3. 客体に含まれる商品、役務及び営業主管の誹謗

競争を目的とし、他企業の所有者又は主管に関する不実な事情の陳述又は流布も公平法第 22 条に規範される範囲である。

4. 営業上の信用の損害に至る危険

解釈上では、営業上の損害を与えるか否かについては、実害の発生が必要ではなく、行為は現実の損害を与えなかったが、すでに危険状態を起こしたのであれば足りるものである。

(二) 競争の目的に基づいた行為である否か

営業誹謗罪成立の前提は、誹謗行為が競争目的に基づいた行為である。本件の判決では、甲社の行為は競争を目的としたものではなかったため、自身の合法的權益を保護し、侵害されないようとした自弁、自衛の行為であり、競争目的とは無関係である、と認められた。

公平法の営業誹謗罪と刑法の誹謗罪とは保護する法益が完全に異っており、営業誹謗罪が保護しているのは抽象的な交易秩序及び営業者の名誉であり、刑法の誹謗罪が保護しているのは個人の名誉法益なので、不実な事情を散布した一つの行為で同時に社会法益、個人の商業名誉法益及び個人名誉法益を兼ねたものを侵害した場合、同時に公平法第 22 条及び刑法第 310 条第 2 項の加重誹謗罪に違反し、一つの行為で二つの罪を犯したことになるので、想像競合に属し、より罪が重い公平法第 22 条で論断されるべきである。



台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.